

20110811 士業企画_議事録

テーマ 「 I F R S と内部統制の考え方 ～企業法務への影響からリスク管理まで～」

発表者 大毅氏（弁護士）

日 時 2011年8月11日 19時00分～20時50分

場 所 東京・竹橋 ちよだプラットフォームスクウェア

参加者 10人（会社員、NPO 法人理事長、公認会計士、社会保険労務士、司法書士、
行政書士など）

主催者あいさつ、趣旨説明

サマリー； I F R S は会計基準だけでなく、企業法務やリスク管理体制にまで影響を及ぼします。

I F R S によりディスクロージャーだけでなく、証拠化も要請されています。
今後、企業としては、 I F R S や J - S O X 法の要請に基づき、内部統制やリスク管理体制についてその企業の実態に合ったものとするため、主体的に取り組む必要が生じています。

発表；

1. 大氏のプロフィール

大手法律事務所にて、企業不祥事に関する訴訟を担当していました。

新刊については、 I F R S 、 J - S O X 法の改正に伴う、リスク管理体制に関する内容としました。

2. I F R S の導入

I F R S は、ディスクロージャー（企業情報の開示）を主眼としています。

I F R S 導入に伴い、企業法務の潮流としても、企業として主体的に取り組む必要が生じています。

たとえば、上場審査の中で社内規程を作っていきますが、市販されている様式をそのまま使うのではなく、各社ごとに実態に合ったものを作る必要が生じています。

この自ら作っていくことが、企業法務にも求められています。

数字を守っていればよしとするのではなく、自社でルールを作って守っていく必要があります。

3. J - S O X 法の改正（本年3月）

J - S O X 法にて文書化が要請されています。作業としては煩雑。各社の規模、業種

に応じて内部統制を作っていく必要があります。

J-SOX法も企業が経営判断として作るべきとしています。3月の改正も、この点を強調しています。

ポイントは、企業が主体的に取り組むことです。

4. IFRSの証拠化の要請

IFRSでは証拠化が要請されています。

この証拠化については、海外の基準に合わせていく必要があります。

会計基準に合っていたかどうか、抽象的だったりします。とすると、裁判官も判断できないことが多く、裁判が和解で終わることになります。あるいは、代表訴訟で原告が意見書を作成できず、敗訴する場合があります。

企業がきちんとした対応をしていたとするためには、証拠を残しておく必要があるわけです。

たとえば、契約交渉においても、覚書、議事録作成などの証拠を残しておく必要があります。

また、M&Aの場合ですが、デューデリジェンスの際に、契約書、議事録が残っているかどうか基本となります。

チェンジオブ条項が入っている場合、契約の相手方が変わったら、解除権が発生してしまいます。製薬業界などでは、M&Aが起きると研究開発を続けられなくなることになるので、研究開発を続けられるようにコミットメントレター（誓約書）を締結するなどの対応をしています。

5. IFRS導入による企業への影響

IFRS導入により、企業法務への影響も出ています。契約の要素にも影響します。

IFRSによって内部統制にも影響が出ます。

内部統制にも限界が生じています。企業の隠ぺい工作を監査法人など外部から伺うことは難しいです。

大和銀行事件にて、企業不祥事の際に、取締役の責任を追及するということが始まりました。すなわち、内部統制を取締役が構築する必要があるという流れになりました。

6. 内部統制の比較

金商法上の内部統制は、ディスクロージャーを主眼とするのに対し、企業法上の内部

統制は、法令に適合するためのものとしており、範囲が広がっています。

ただし、範囲の重複するところは多いです。

7. 内部統制の流れの変化

自民党政権時代は、自由主義的な発想から推進されていましたが、政権交代で政策の方向性が変わっています。

たとえば、インサイダー取引ですが、このような取引を見付けたら、マネジメント層には摘発する義務があります。少額の取引でも課徴金が発生します。

村上ファンドの最高裁判決（本年 6 月）では、インサイダー取引の対象を広く捉えています。

8. コンティンジェンシープラン（危機管理規程）

コンティンジェンシープランを企業にて作っておかないと、取締役の責任が追及されます。

事故（たとえば、大規模停電）、洪水、伝染病などその企業の実情に応じたものを作る必要があります。

企業と監査法人とのやりとりをベースに、形式的ではなく、実態的に作成する必要があります。

9. 国際訴訟への対応

たとえば、アメリカでの訴訟の特徴として、ディスカバリーという制度があります。訴訟当事者にて証拠を開示して見せ合うというもので、和解の促進を目的とされています。

アメリカの訴訟経済の考え方で、効率的にやろうということです。

しかしながら、ディスカバリー制度は、当事者にかかりの金銭的な負担をかけるものとなっているのが実態です。

質疑応答；

Q 1 今後、国際的な訴訟リスクは高まっていくと考えています。とすると、エビデンス収集の必要性が高まっていくかと。

そこで、日本企業に有利な判決を得るための整備が必要では？

A 1 アメリカの裁判所の場合、アメリカ企業にいかにも有利な判決を出すかという考え方

があるようです。

これに対して、日本の裁判所は、良い意味でも悪い意味でも中立的です。政策的な意図を排除して、証拠だけで判断しようとしているようです。

また、日本の裁判所の場合、裁判官が交代し過ぎています。交代が多い裁判だと裁判官が準備書面すら読んでいないときもあるようです。

Q 2 M&Aの仕事をしています。契約書の整備の必要性が高まっているわけですが、日本の企業は、この点、かなり弱いように感じます。

A 2 契約書の整備体制について、見直しをするのが大切です。

たとえば、解除条項ですが、一般的に合併が起きたときと解除権が発生すると書いてあります。とくに理由が明確なわけではないはずですが。

組織再編に対応した契約書が少ないです。

Q 3 社内規程ですが、想定できるリスクをしていなかった場合でも、取締役を守ることはできますか？

A 3 ある業界の中で、半分ぐらいの企業がリスクを想定し社内規定に盛り込んでいた場合、質問のような取締役を守るのは難しいかもしれません。

Q 4 東日本大震災以降の企業の内部統制に対するマインドの変化は？

A 4 社内の雰囲気は良くなっているところもある。一致団結して事に当たる雰囲気が生じている。

コンティンジェンシープランに、BCPを盛り込む企業もあります。

あくまで、内部統制は企業主導で行う必要があります。

弁護士業界では、IFRSや内部統制など、個別の相談にとどまっています。マーケットとしてはこれからです。

Q 5 IFRSの導入が見送られた経緯は？ 日本の企業に合わないということですか？

A 5 (監査法人のパートナーが回答)

東日本大震災の発生が表向きの理由のようです。

大学教授などでIFRSに反対する人たちは、日本企業のデメリットが多いということを主張しています。たとえば、時価会計などです。

とはいえ、日本企業にデメリットが多いとは一概には言えないのではないかと考えています。

以上